

国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）に係る

再評価 実施要領細目

第1 再評価の対象とする事業の範囲

都市再生推進事業制度要綱第1条の2第12項第三号に規定する国際競争業務継続拠点整備事業とする。

第2 再評価を実施する事業

原則として、事業採択を行う際の「箇所」を1つの事業単位とする。

第3 再評価の実施及び結果等の公表

1 再評価の実施手続

(1) 再評価資料の作成主体

事業主体が再評価に係る資料の作成を行う。

(2) 再評価に係る資料

再評価に係る資料は、次に掲げる内容を整理した資料とする。なお、必要に応じ、資料の追加等ができるものとする。

①事業概要

②評価項目に係る資料

(3) 事業評価監視委員会に提出する資料

事業評価監視委員会に提出する資料は、以下のとおりとする。

①再評価を実施する事業の一覧表

②再評価に係る資料

③対応方針（原案）

2 評価結果、対応方針等の公表

(1) 公表内容

再評価を実施した事業の一覧表、再評価に係る資料、対応方針、対応方針の決定理由、事業評価監視委員会における意見の具申内容等結論に至った経緯に関する資料とする。

(2) 公表方法

事業主体及び国土交通本省における閲覧等によるものとする。

第4 評価の手法

1 評価手法の設定

再評価を実施する際には、以下の評価項目（視点）について確認を行う。

(1) 事業の必要性等に関する視点

①事業を巡る社会経済情勢等の変化

社会経済情勢、整備計画の変更の有無及びその程度、関連事業の進捗状況等

②事業の投資効果

費用対効果分析の結果

③事業の進捗状況

事業の進捗率等事業の進捗状況

(2) 事業の進捗の見込みの視点

事業実施のめど、進捗の見通し等

(3) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点

コスト縮減方策、代替案等の検討

2 評価手法の公表方法

国土交通本省における閲覧等によるものとする。

第5 施行期日

本細目は、平成30年6月15日から施行する。